

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年9月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

教育 I C T 推進支援業務委託

(2) 業務内容

世田谷区教育委員会（以下、区教委という。）では、文部科学省の GIGA スクール構想や区の教育関連諸計画等を踏まえ、全区立小中学校 90 校の児童・生徒用及び教員用タブレット型情報端末（iPad、約 55,000 台）の配備及び、各学校への配備端末数の大幅増加を見据えた校内通信の高速化や各教室への無線アクセスポイントの設置等を令和2年度に実施した。

文部科学省においては、「GIGA スクール構想に基づき全国的に整備された端末、アカウント、教育用クラウドアプリ等の利活用が本格化し、授業はもとより休み時間や家庭学習等においても、児童生徒が日常的にクラウドサービスにアクセスすることが当たり前となりつつある状況等を踏まえ、学校現場ならではの特徴を考慮しつつ、GIGA スクール構想に適した情報セキュリティを確立する必要が高まった」ことから、各教育委員会・学校において最適な環境を整備する際の参考となる「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を公表した。

また、文部科学省では令和3年6月に「GIGA StuDX 推進チームの取組について」を公表し、1人1台端末の利活用をスタートさせる全国の教育委員会・学校に対する支援活動を展開するため、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる1人1台端末の活用方法に関する優良事例や本格始動に向けた対応事例などの情報発信・共有を随時行っていく旨を公表した。

区教委では、上記状況に加え、変化し続ける社会情勢や新たな I C T サービスの普及状況等を的確に見据え、教育 I C T 環境の運用改善や利便性向上の継続的な実施を通して児童・生徒の学びの機会や質をより多様で充実させるとともに、学校および教育委員会双方の業務効率化を図り、働き方改革を積極的に推進する必要がある。

以上を踏まえ、本件受託者は区教委及び各学校における教育 I C T 利活用推進及び教育 I C T 運用の見直し・改善等に関する以下の業務を実施すること。

- ① 教育委員会及び各学校における教育 ICT 推進支援
- ② 事業者選定支援

- ③ 教育データ利活用の推進支援
- ④ 各種教育クラウドサービスアカウントの管理作業支援

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が世田谷区議会で議決され配当されることを条件として、引き続き令和11年度まで同一事業者と随意契約を締結する。

※ 各年度における契約内容については、その前年度に区との協議により決定する。

2 参加資格要件

参加表明時、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。
- (3) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 令和3年度以降、公立小中学校の児童・生徒数合計1万人以上の地方公共団体での、教育ICT基盤の環境整備の推進支援業務及び教育ICT利活用推進、又はこれに類似する支援業務を受託した実績を有すること。
- (6) 教育ICT推進支援業務委託業者選定委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）
- (2) 各業務における実施手法の具体性、高度な専門性、スケジュールの妥当性、区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (4) 事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (5) 見積金額の妥当性および他社との相対評価

5 審査方法

委託先の候補者を選定するため、「教育ICT推進支援業務委託業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

〈選定委員会の構成員〉

教育総合センター長 宇都宮 聡
教育研究・ICT 推進課長 柄澤 武志
教育相談課長 竹内 明彦
DX 推進担当課長 齊藤 真徳
教育研究・ICT 推進課教育 ICT 推進担当係長 宮内 哲幸
教育研究・ICT 推進課教育 ICT 推進担当係長 鵜田 忠正

6 手続等

(1) 担当課

〒154-0023

東京都世田谷区若林 5-38-1 教育総合センター
世田谷区教育委員会事務局教育研究・ICT 推進課
電話：03-6453-1506 ファクシミリ：03-6453-1534

(2) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期 限 令和6年9月30日（月）午後5時まで（必着）

② 場 所 「6（1）担当課」のとおり。

③ 方 法 持参又は電子メールにより提出すること。

電子メール：sea03677@mb.city.setagaya.tokyo.jp

電子メールにて提出の場合、必ず電話にて到達確認をすること

(3) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

① 期 限 令和6年10月31日（木）午後5時まで（必着）

② 場 所 「6（1）担当課」のとおり。

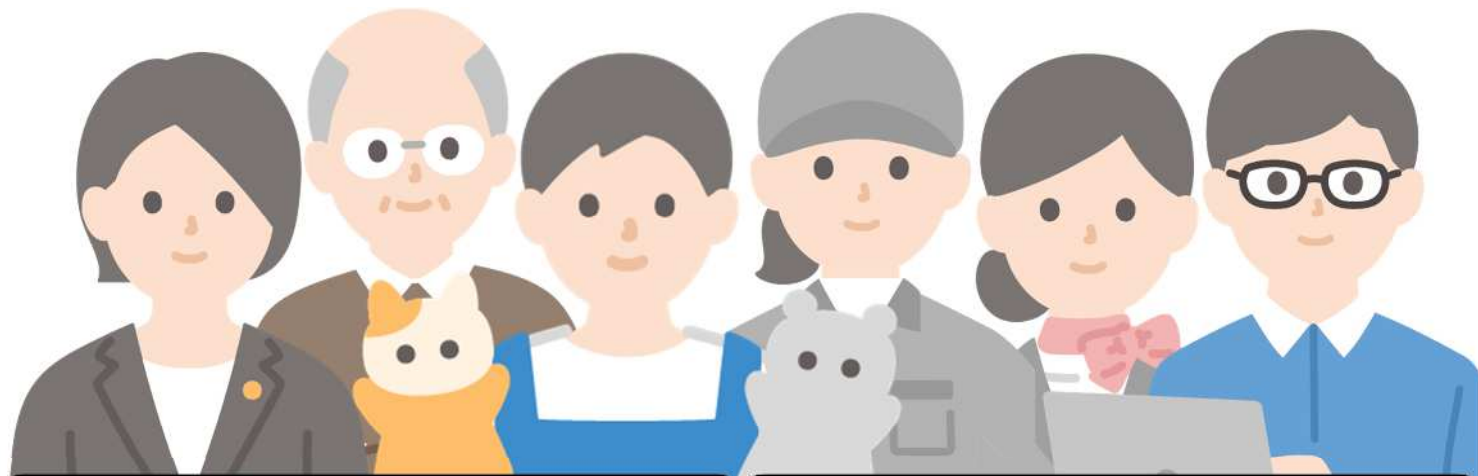
③ 方 法 直接持参すること。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (5) 提案書作成により生じる費用は、すべて事業者が負担する。
- (6) 事業者から区への提出物は返却しない。
- (7) 提案書作成にあたり、区関係部署と交渉することを禁止する。
- (8) 本提案要求仕様書を区の承認なしに他に流用することを禁止する。また、本提案要求仕様書を複製することを禁止するとともに、提案の有無に関わらず区に返却すること。返却時期は、提案しない場合は速やかに、また、提案する場合は、提案書提出時とする。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした場合、または提案書の内容に重大な誤りがあった場合には、選定を取り消す場合がある。

- (10) 選定された場合でも、予算措置その他の事情により事業を実施できない場合がある。
- (11) 本提案要求仕様書は、確定した仕様ではないため、契約時に変更する場合がある。契約予定先となった事業者と、最終的な仕様、権利帰属、見積金額及び作業スケジュール等の確認、調整を行った上で正式に契約を行う。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの 85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が 3 千万円以上の工事請負契約、予定価格が 2 千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟 5 階 5 0 3 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟 6 階 6 0 4 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（ 1 時間あたり ）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3 , 0 0 7 円	潜かん世話役	4 , 4 2 0 円	型 わ く 工	3 , 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2 , 6 9 9 円	さく岩工	3 , 7 8 3 円	大 工	3 , 0 6 0 円
軽 作 業 員	1 , 8 7 0 円	トンネル特殊工	3 , 6 0 2 円	左 官	3 , 2 7 3 円
造 園 工	2 , 7 5 2 円	トンネル作業員	3 , 1 2 4 円	配 管 工	2 , 8 6 9 円
法 面 工	3 , 3 5 8 円	トンネル世話役	4 , 0 8 0 円	は つ り 工	3 , 0 3 9 円
と び 工	3 , 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3 , 4 9 6 円	防 水 工	3 , 6 3 4 円
石 工	3 , 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3 , 5 7 0 円	板 金 工	3 , 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3 , 1 0 3 円	橋りょう世話役	4 , 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3 , 2 3 0 円
電 工	3 , 1 9 9 円	土木一般世話役	3 , 2 9 4 円	内 装 工	3 , 3 2 6 円
鉄 筋 工	3 , 2 8 4 円	高級船員	3 , 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3 , 1 7 7 円
鉄 骨 工	2 , 9 7 5 円	普通船員	3 , 1 3 5 円	建 具 工	2 , 8 5 9 円
塗 装 工	3 , 4 7 5 円	潜水土	5 , 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2 , 8 6 9 円
溶 接 工	3 , 5 9 2 円	潜水連絡員	3 , 6 6 6 円	保 温 工	2 , 7 8 4 円
運転手（特殊）	3 , 0 7 1 円	潜水送気員	3 , 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2 , 8 0 5 円
運転手（一般）	2 , 5 0 8 円	山林砂防工	3 , 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2 , 0 1 9 円
潜 か ん 工	3 , 7 3 0 円	軌道工	5 , 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1 , 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1 , 3 3 0 円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。
上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり 1 , 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和 6 年 3 月 1 4 日告示によるものです。
適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。